



第5章 新たな時代に向けた住み心地の良いまちの実現

第1節 新高速交通時代に向けて

- 第1項 北陸新幹線全線開業
- 第2項 公共交通・道路交通網

第2節 住み心地の良いまちの形成

- 第1項 秩序あるまちの形成
- 第2項 環境衛生・生活環境 ★
- 第3項 橋梁
- 第4項 上水道
- 第5項 下水道
- 第6項 河川
- 第7項 住宅
- 第8項 スマートシティの実現

(★目標・指標を設定)



第1節 新高速交通時代に向けて

第1項 北陸新幹線全線開業



■ 現況と課題

北陸新幹線は、令和6（2024）年3月16日に金沢－敦賀間が開業しました。

現在、敦賀以西については、令和5（2023）年度から事業推進調査費が予算化され、小浜新駅の概略設計のほか、本来なら「小浜・京都ルート」の事業認可後に行う調査が前倒しで実施されています。

今後、安定的な財源見通しを確保するなど着工5条件を解決するとともに、過度な地元負担が生じることの無いよう、国が適切な財政措置を講じ、沿線自治体や住民の十分な理解・納得のもと、認可着工へ進むことが重要です。

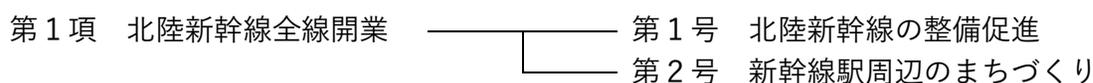
本市をはじめ、北陸・関西などの沿線自治体や経済団体は、一日も早い全線開業のため最善を尽くすよう、政府・与党に対して強く要請を行っています。

■ 基本方針

関西との大幅な時間短縮および首都圏と直結することによる暮らしの向上や地域の発展を図るため、北陸新幹線全線開業の早期実現に向けた取り組みを推進します。

また、小浜新幹線駅周辺のまちづくりについて、市民・団体・事業者との対話を重ねながら、整備方針や整備計画などを定め、新たなまちをデザインするとともに、財源確保に取り組むなど小浜市新まちづくり構想の実現に向けて取り組みます

■ 施策の体系



■ 取組内容



第1号 北陸新幹線の整備促進

- 建設財源の確保については、国において議論が進められています。本市としても大阪までの一日も早い全線開業をめざして、今後も繰り返し、強く要望を重ねていきます。
- 市民団体や関係団体との連携を強化し、官民一体となって早期全線開業への活動を実施します。
- 早期全線開業の実現に向けて、市民や各種団体などとともに機運の醸成を図ります。

第2号 新幹線駅周辺のまちづくり

- 小浜市新まちづくり構想に掲げた「スマート&スローシティ」の実現に向け、オール小浜体制で取り組んでいきます。また、令和6年（2024）に示された小浜新幹線駅のおおよその位置を踏まえ、市民をはじめ、企業や各種団体などとの対話を重ねながら、新駅周辺エリアの整備方針や整備計画等の検討を進めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、北陸新幹線早期全線開業の実現に向け、連携を強化し、一体となって運動を展開するとともに、小浜新幹線駅周辺のまちづくりに向けて議論を重ねます。

第2項 公共交通・道路交通網



■ 現況と課題

幹線市道、都市計画道路については、主要部分の整備は概ね完了しており、今後は、小浜新幹線駅と、整備済の幹線道路をつなぐ主要道路の計画、整備が必要となります。

本市の公共交通ネットワークは、嶺南地域の基軸である東西方向の JR 小浜線、民間の路線バスとして若江線や名田庄線（流星号）、コミュニティバスとして市内各地区を結ぶ「あいあいバス」、タクシー等で構成されています。公共交通全体として、近年の人口減少やクルマ志向の高さ、新型コロナウイルスの影響などにより、利用客数が減少し、厳しい状況が続いています。一方で、北陸新幹線敦賀開業後の観光客の利用手段として、また、高齢者等の移動手段として公共交通の役割はますます重要となっています。

このような状況から令和4年（2022）に本市の公共交通政策を、総合的に定めた「小浜市地域公共交通計画」を策定しており、利用しやすい公共交通サービスの構築に向け、市民・利用者、鉄道・路線バス・タクシーの運行事業者、行政等が一体となって取り組みを進める必要があります。

■ 基本方針

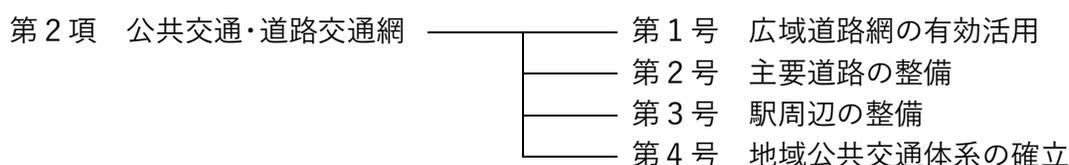
主要道路については順調に整備が進められていますが、なお一層地域の活性化が図られるよう必要な道路整備を進めるとともに、側溝整備や老朽化した舗装の補修等に取り組みます。

地域に密着した生活道路については、自然環境や周辺の景観に配慮するとともに、市民が利用しやすく、安全・安心な道路環境を確保するために必要な整備を進めます。

舞鶴若狭自動車道の全線4車線化の早期実現ならびに JR 小浜線の減便の回復、増便・利便性の向上に向け、関係機関へ要望します。また、JR 小浜線については、県や沿線市町、JR 西日本などが連携し、小浜線利用促進協議会や小浜線沿線観光活性化会議において、情報交換や協議を重ねながら、様々な利用促進策や「乗って残す」運動に注力していきます。

市民の身近な公共交通機関である生活路線バス「あいあいバス」については、環境にやさしいまちの実現に向け、運行を継続するとともに、多様化する利用者のニーズに対して先端技術等の導入やタクシー等の交通手段を組み合わせた新たな交通ネットワークを検討し、交通利便性の向上に努めます。

■ 施策の体系





■取組内容

第1号 広域道路網の有効活用

- 舞鶴若狭自動車道の全線4車線化の早期実現を強く要望し、観光交流人口の増加ならびに産業の活性化につなげるよう努めます。

第2号 主要道路の整備

- 国道については、国道162号の西津橋・大手橋の架け替えに伴う拡幅について、事業が進行中であり、県に協力して、早期完成をめざします。
- 深谷～相生間については、早期事業化が図れるよう関係機関に要望します。
- 県道については、岡田深谷線の通行不能区間の整備、中井青井線の拡幅の事業着手、また、市道については、市道阿納尻西小川線の整備に係る支援について関係機関に強く要望します。
- 都市計画道路については、小浜縦貫線（国道162号交差点～市道川縁線交差点）の整備を進めます。

第3号 駅周辺の整備

- J R小浜駅、東小浜駅周辺については、環境美化への支援をはじめ、乗り継ぎ、観光案内等、利用環境の整備による利便性の向上を図ります。

第4号 地域公共交通体系の確立

- J R小浜線については、減便となった運行本数の回復、増便や繁忙期における臨時便の運行など利便性の高いダイヤの設定、観光列車の運行やJ R小浜駅におけるキャッシュレス化の推進など、効率性・利便性の向上に向けてJ Rに対して要望します。また、市民の利用意識の高揚を図るための効果的な事業を展開します。
- 「あいあいバス」については、利用者のニーズに応じた効果的な路線の設定や運行ダイヤの編成を行います。
- 市街地循環バスの充実やタクシー等の交通サービスとの連携により日常生活や市内観光などの交通利便性の向上を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

【第1・2号】

市民・団体は、同盟会の設立等により、国・県への要望活動を行います。

市民・団体・事業者は、路上駐車や歩道の不法占用等をなくし、利用しやすい環境づくりに努めます。

行政は、国・県管理の道路について、市民・団体の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。

【第3・4号】

市民・団体・事業者・行政は、公共交通の積極的な利用に努めます。

市民・団体は、J R小浜線の市内5駅について、周辺の植栽活動など良好な環境保全に努めます。

市民・団体・事業者・行政は、福井県全体で実施している毎週金曜日の「カー・セーブデー」に積極的に参加します。

第2節 住み心地の良いまちの形成

第1項 秩序あるまちの形成



■ 現況と課題

本市では、用途地域の設定などにより、地域の特性に応じた土地利用の適正化に努めてきました。しかし、一部の地域では住宅、農地、工業用地が混在する無秩序な開発が進み、住環境や都市機能の維持に課題が生じています。

平成29（2017）年度に策定した立地適正化計画に基づき、中心市街地や公共交通拠点への人口誘導を進めてきましたが、人口減少や高齢化の進行、空き家の増加により、より実効性のある対策が必要です。

また、北陸新幹線の全線開業を見据え、小浜市域に新設される新幹線駅を中心とした都市機能の再編や、駅周辺における土地利用の方針を明確にすることが重要となっています。

今後は、こうした社会情勢の変化を的確に捉えつつ、本市の貴重な自然環境や歴史的景観との調和を図りながら、秩序ある土地利用を推進し、持続可能な都市構造の形成に取り組んでいく必要があります。

■ 基本方針

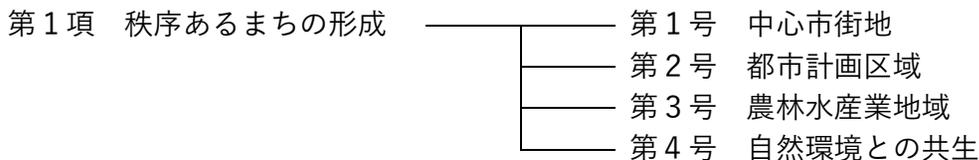
市民が安心して暮らせる生活基盤を維持・向上させるため、保全すべき地域と開発地域を明確に区分し、自然や歴史的景観と調和した秩序あるまちづくりを進めます。

小浜市新まちづくり構想の実現に向けて、中心市街地や新幹線駅周辺、農山漁村地域など、地域特性を活かした計画的な土地利用と都市機能の再編を進めます。

立地適正化計画と連携し、人口誘導や都市機能の集約を促進するとともに、災害リスクやインフラ維持管理の効率化を重視し、持続可能な都市構造の構築を目指します。

本市の豊かな自然環境や暮らしやすさを都市部に積極的に発信し、移住・定住の促進につなげます。

■ 施策の体系





■取組内容

第1号 中心市街地

- 中心市街地のにぎわい創出に向けて、「まちの駅」や歴史的資源を活かしながら、景観形成や空き地・空き家・空き店舗の利活用を進めます。あわせて、歩行者空間の整備や商業・観光機能の導入等により、回遊性と利便性の向上を図ります。

第2号 都市計画区域

- 快適な生活環境の確保と土地利用の効率化を図るため、保全すべき土地と開発を誘導すべき土地を明確にし、自然と調和した持続可能な開発を進めます。
- 県道小浜上中線沿線の今富地区から遠敷地区にかけては、郊外開発や大型店の立地動向を注視し、中心市街地とのバランスを考慮した土地利用の誘導を行います。新幹線駅周辺の土地利用方針と整合を図り、都市計画や立地適正化計画を見直し、コンパクトシティの実現をめざします。
- 公園緑地については、指定管理者制度を活用し維持管理の質を高めるとともに、老朽化施設の更新や安全性向上に取り組み、誰もが使いやすい公園づくりを進めます。

第3号 農林水産業地域

- 農山漁村地域においては、自然環境の保全や景観の維持、地域文化の継承に努めるとともに、空き家の利活用や地域資源を活かした取り組みを通じて、移住・定住の促進と持続可能な集落運営に取り組みます。

第4号 自然環境との共生

- 美しい海や山、清らかな地下水・湧水など小浜市が誇る自然環境の保全を図るとともに、都市部からの移住希望者に向けた情報発信や体験の機会提供を通じて、地域の魅力を広く発信します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民や地域団体は、地域の特性を踏まえながら、自然や歴史的景観の保全、住環境の維持、地域活動の活性化に努めます。

事業者は、土地利用において計画や地域との調和を尊重し、既存インフラの有効活用と周辺環境への配慮を行い、持続可能な事業活動を進めます。

行政は、市民や関係団体の意見を丁寧に把握し、まちの将来像を共有しながら土地利用計画に反映します。さらに、秩序ある開発や適正な保全を誘導するとともに、市民サービスの維持と、地域主体の取り組みを支える支援と啓発に努めます。

第2項 環境衛生・生活環境



■ 現況と課題

ごみ処理については、排出量が増加傾向にあり、さらなる分別の徹底と減量化に努める必要があります。広域ごみ焼却施設および広域可燃ごみ中継施設については、小浜市、若狭町、おおい町、高浜町で構成する「若狭広域行政事務組合」を事業主体として広域化による運営を行っています。

リサイクルプラザについては、可能な限り埋立て量を減らし、延命化を図るとともに、新たな処分場の広域的課題を洗い出す必要があります。

し尿処理については、下水道の普及により全体の処理量は減っていますが、今後も、し尿処理施設の適切な維持管理、整備が必要です。

火葬場については、築後50年以上が経過し老朽化が著しいため、新たな広域火葬場の建設、供用開始まで安定した運転が必要です。

■ 基本方針

市民生活を維持継続するため必要不可欠であるごみ処理やし尿処理、火葬などの環境衛生業務について適切かつ安定した運営に取り組みます。

老朽化等により更新が必要な施設については、広域化や社会の変化に応じた適切な手法による整備に向けて取り組みます。

■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
災害廃棄物処理計画の策定	災害後に排出される災害廃棄物の収集運搬体制や仮置き場の確保等を盛り込んだ計画の策定	策定	策定	策定



■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 ごみ処理

- ごみの分別の徹底と減量化に努めます。
- 広域ごみ焼却施設および広域可燃ごみ中継施設については、若狭広域行政事務組合を事業主体とし、運営されており、安全かつ安定したごみ処理が行えるよう、組合と連携していきます。
- リサイクルプラザについては、安全かつ安定した運転に努め、ごみの適正処理を推進します。
- 新たな広域埋立処分場については、各市町の現有処分場の延命化を図るとともに、組合を事業主体とし、広域的課題の調査研究を進めます。

第2号 し尿処理

- 下水道の普及等により、し尿や浄化槽汚泥の処理量は減少していますが、集落排水処理施設等からの汚泥の排出は今後も継続することから、衛生管理所の安全かつ安定した運転に努めるとともに、質、量の変化に対応した今後の処理のあり方について検討します。

第3号 火葬場の整備

- 新しい火葬場の建設については、事業の効率化の観点から、若狭広域行政事務組合を事業主体として、早期建設、供用開始に向けて取り組みます。
- 火葬場の広域化に合わせて、適切なサービスや料金体系などを検討します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、ごみの分別を徹底するとともに、排出量の抑制に努めます。
 行政は、ごみやし尿等について、社会情勢や量的な変化に応じ、適切に処理するとともに、各施設の安全で安定した運転に努めるほか、広域化による新しい火葬場の建設に取り組みます。

第3項 橋梁



■ 現況と課題

老朽化が著しい西津橋・大手橋については、福井県により順次整備が進められており、事業が着実に前進しています。今後も、早期完成に向けて国・県への働きかけを継続していく必要があります。

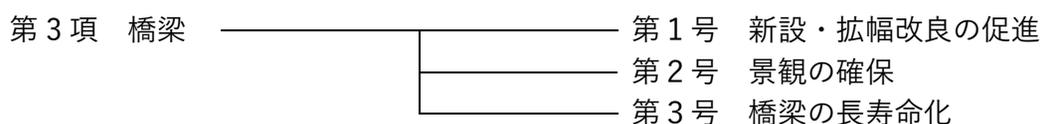
また、丸山橋をはじめとする多くの市道の橋梁は、高度経済成長期に整備されたものであり、老朽化が顕著となっています。安全性の確保と維持管理コストの抑制の両立を図るため、橋梁の点検結果に基づき、「長寿命化修繕計画」に沿って、計画的かつ優先度を踏まえた修繕・更新を進めていく必要があります。

■ 基本方針

市内の主要幹線道路における西津橋・大手橋などの大型橋梁については、安全・安心な交通の確保はもとより、観光振興や地域物流の円滑化、緊急輸送路としての機能強化にもつながることから、引き続き国・県に対して積極的に働きかけ、早期の完成をめざします。

市道に架かる橋梁については、老朽化が進行していることから、5年ごとの定期点検により健全性を把握し、その結果をもとに「長寿命化修繕計画」に沿った予防保全型の修繕や必要に応じた架け替えを計画的に実施し、安全性と効率性を両立した持続可能な維持管理を行います。

■ 施策の体系





■取組内容

第1号 新設・拡幅改良の促進

- 国道162号における西津橋・大手橋の架け替えについては、安全性の確保と円滑な交通の維持に加え、観光や物流機能の向上にも資することから、国・県に対し引き続き積極的に働きかけ、早期完成をめざします。

第2号 景観の確保

- 西津橋・大手橋をはじめとする主要橋梁の架け替えに際しては、小浜市の歴史や文化、自然景観と調和したデザインとなるよう、市民や専門家を交えた景観検討委員会などの意見を踏まえ、景観への配慮に努めます。

第3号 橋梁の長寿命化

- 市道の橋梁については、「長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検結果をもとに計画的な修繕や架け替えを実施します。また、老朽化の進行や財政状況を踏まえ、優先度を判断しながら、必要に応じて計画の見直しや更新を行い、持続可能な橋梁管理を推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、大型橋梁の架け替えや修繕において、当該事業の必要性等を国・県に対し要望します。

行政は、市民・団体・事業者に対し、国・県の動向等を情報発信するとともに、効果的な事業の推進について理解が得られるよう努め、地域の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。

事業者は、工事に伴う地域への影響に配慮しながら、周辺環境との調和や地域との連携に努めます。

行政は、国・県の動向や整備の進捗状況を分かりやすく発信するとともに、地域の声を丁寧に集約し、事業の効果や必要性について関係者の理解が得られるよう努めます。また、引き続き国・県への働きかけを強化します。

第4項 上水道



■ 現況と課題

現在の上水道事業は地下水を水源としており、将来にわたり安定して取水できる対策が必要です。

簡易水道（飲料水供給施設を含む）については、上水道への施設整備による統合と経営統合を進め、効率的で安全な水を供給する必要があります。

今後、更新時期を迎える水道施設が増加することから、中長期的な更新需要と財政収支見通しを検討し、計画的な投資を行うとともに、経営効率の向上と財政の健全化を図る必要があります。

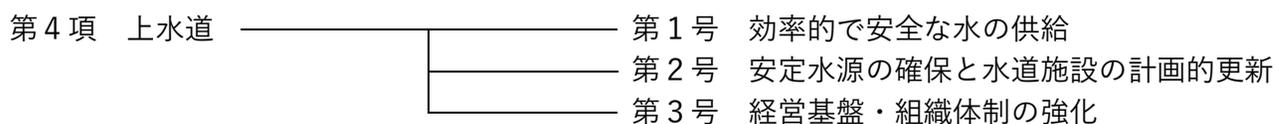
さらに、将来にわたり安定した水道事業の財源を確保するために、国庫補助事業等の有効活用と適正な料金水準と料金体系の見直しについて検討が必要です。

■ 基本方針

近年の人口減少、節水機能や節水意識の向上などにより、給水量の継続的な減少による給水収益の減少など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、平成22(2010)年3月に策定した「小浜市水道ビジョン」を令和元(2019)年9月に改定しました。

すべての市民や事業者等が安定して水道を利用できるよう、改定した「小浜市水道ビジョン」に基づき、安全でおいしい水の安定した給水を持続します。

■ 施策の体系





■取組内容

第1号 効率的で安全な水の供給

- 簡易水道の上水道への統合については「水道ビジョン」に基づき、施設整備による統合と経営基盤の強化を目的とした経営統合を進めます。
- 水源水質の保全、耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム）対策、水質に関する情報提供、貯水槽水道の管理徹底の指導、直接給水方式を推奨するなど、安全な水の供給に努めます。

第2号 安定水源の確保と水道施設の計画的更新

- 現在、上水道の水源として使用している地下水については、現状程度の揚水量を維持していくとともに、地下水位、水質等の継続的な監視により、地下水環境の変化に留意しながら、今後も水源として使用していきます。また、河内川ダムについては多様な水源を確保するため、今後も利水者としての権利を保有していきます。
- 水道施設・管路については、「水道ビジョン」に基づき策定した「更新計画・耐震化計画」により、統廃合を含めた計画的な更新、耐震化を進めます。

第3号 経営基盤・組織体制の強化

- より一層の経営効率の向上を図るとともに、今後の事業環境に対応した適正な料金水準と料金体系の設定による財政の健全化に努めます。
- 簡易水道は上水道と水道料金が異なり、また、地域ごとでも料金が異なることから、段階的な改定による上水道料金との統一を図ります。
- 施設整備や更新等の費用は水道料金に反映されるため、事業の必要性などを広く市民に情報提供し、相互理解に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、水道水源である地下水の安全性を維持していくために、現状の揚水量の持続と有効利用に心がけ、地下水保全に努めます。

貯水槽水道（受水槽、高架水槽）の設置者は、適切な清掃管理を実施し、水質の保全に努めます。

行政（水道事業者）は、施設状況や事業の必要性・進捗状況などの情報提供を積極的に行い、相互理解のもと事業を推進します。

第5項 下水道



■ 現況と課題

下水道整備の人口普及率は99.8%（令和6（2024）年度末）に達しており、事業の主体は「整備から維持管理」へ移行し、「適切な施設更新」と「持続可能な事業運営」をめざす必要があります。

「適切な施設更新」においては、長寿命化対策や耐震補強等による「安全性および機能の健全化」を図り、適切な維持管理に努める必要があります。

「持続可能な事業運営」においては、農業、漁業集落排水事業も公営企業会計へ移行しており、引き続き公共下水道事業とともに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努める必要があります。

雨水渠については、台風、集中豪雨時に排水能力が不足し、浸水被害が発生する路線等、対策の必要性が高い路線を早期に整備する必要があります。

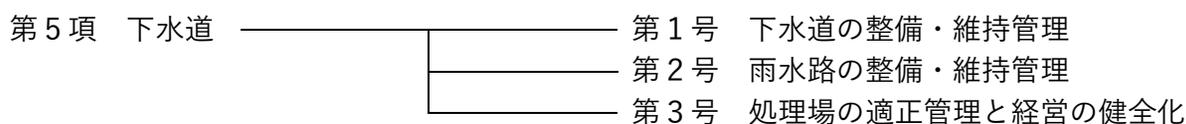
■ 基本方針

下水道は、「快適な生活環境の形成」と「公共用水域の水質保全」に寄与するとともに、雨水を速やかに排除し「都市の健全な発達」に取り組む重要な事業です。

市民生活に欠かすことのできないライフラインとして、「安定・継続した下水道サービス」の提供を行うため、一層の経営基盤の強化と各施設等の長寿命化、耐震化を計画的に実施し、適切な維持管理に努めます。

また、雨水渠については適切な管理をはじめ、浸水対策の必要性が高い路線から計画的に整備を進め、「安全・安心なまちづくり」をめざします。

■ 施策の体系





■取組内容

第1号 下水道の整備・維持管理

- 老朽化が進む施設等の長寿命化を図るため、下水道ストックマネジメント計画・最適整備構想等に基づき、計画的な施設の改修や耐震化を進め、効率的かつ効果的な維持管理に努めます。
- 公共下水道に隣接する一部の農業集落排水施設について、公共下水道へ施設整備による統合を行い、施設の共同化による効率的な運営をめざします。
- 「窓口、検針、収納」等の業務のほか、施設の維持管理業務等についても民間委託の拡大を検討し、市民サービスの向上と効率的な事務運営に努めます。

第2号 雨水路の整備・維持管理

- 浸水被害が発生する路線等、対策の必要性が高い路線から計画的に改修工事を行います。
- 計画的な雨水渠の清掃、点検、補修により適切に管理します。
- 千種・水取・城内地域の雨水排水整備を行い、「安全・安心なまちづくり」をめざします。

第3号 処理場の適正管理と経営の健全化

- 処理施設の更新については、流入汚水量の変動に注意し、適正な規模の施設能力や設備構成を見直します。
- 農業、漁業集落排水事業にも地方公営企業法を適用しており、引き続き公共下水道事業とともに、公営企業会計として経営の健全化に努めます。
- 公営企業会計へ移行した集落排水事業について、公共下水道の使用料へ段階的に統一をめざします。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・事業者等は、下水道への早期接続による「生活環境の改善」と「公共用水域の水質保全」に努めるとともに、使用料の納付意識の醸成に努めます。

行政は、将来にわたり「持続可能な下水道サービス」を提供するため、経営基盤の強化と適切な維持管理に努めるとともに、計画的な雨水渠整備による「安全・安心なまちづくり」をめざします。

第6項 河川



■ 現況と課題

近年、頻発化・激甚化する集中豪雨による河川の増水・氾濫リスクが高まっており、河川沿線の住民の不安がより一層高まっています。

北川水系や南川水系の河川等、国・福井県管理の河川においても、河川内の立木や土砂堆積による川底の上昇により、豪雨の際には甚大な被害をもたらす可能性が高まっています。

特に南川では、堤防の漏水が問題となっているため、土砂撤去、立木の伐採に加え、漏水対策を行う必要があります。

普通河川においては、土砂の堆積や護岸の老朽化による損壊、未整備箇所もあり、局所的な浸水被害が発生しやすい状況であり、災害から市民の生命・財産を守るため、浚渫や護岸の補修、新設など整備を行う必要があります。

■ 基本方針

治水事業は、住民の生命と財産を災害から守り、豊かで住み良いまちづくりには必要不可欠であり、安全・安心のまちづくりの実現に向けて、従来のハード整備に加え、気候変動を踏まえた流域全体での流域治水を推進します。

1級河川の北川や2級河川の森川については、国・県と連携し、「河川整備計画」に基づく、計画的な整備を要望します。

また、1級河川の野木川や2級河川の南川等については、早期の「河川整備計画」の策定とともに、整備要望を行い治水に努めます。

普通河川は、浚渫や除草など地元と協力した維持管理を実施し、護岸補修、新設など必要な河川整備による治水強化を推進します。

各河川整備等において、良好な河川環境および生態系に配慮した自然環境の保全の両立に努めます。

■ 施策の体系

第6項 河川 ————— 第1号 河川改修の促進



■取組内容

第1号 河川改修の促進

- 1級河川の北川や2級河川の森川については、国・県と連携し、「河川整備計画」および流域治水プロジェクトに基づく早期整備を強く要望します。
- 1級河川の野木川や2級河川の南川については、堤防の強化、漏水対策、雑木撤去、浚渫を計画的に進めるとともに、「河川整備計画」を早期に策定し計画的に整備されるよう、県に要望します。
- その他の県管理河川については、定期的な雑木撤去、川底の浚渫が適時実施されるよう働きかけます。
- 過去に土砂が流出した河川についても砂防指定を行い、堰堤等の措置を要望します。
- 普通河川の管理については、地元の協力も得ながら浚渫等の維持管理を行うとともに、護岸の補修や新設等、整備を行います。
- 各河川整備等において、良好な河川環境および生態系に配慮した自然環境の保全の両立に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、補助事業を活用した河川周辺の草刈りや清掃活動等に自発的に取り組み、河川環境の美化に努めます。

また、「砂防計画」に必要となる、災害時の被災写真の撮影と記録についても協力して行います。

行政は、国・県管理の河川について、整備の進捗状況をわかりやすく発信するとともに、地域の声丁寧集約し、事業の効果や必要性について関係者の理解が得られるよう努めます。また、引き続き国や県への働きかけを強化します。

第7項 住宅



■ 現況と課題

高齢化の進展等による高齢者世帯の増加等、様々な理由により経済状況が悪化している世帯において、その生活の拠点となる住環境が整わない世帯に対して支援する必要があります。

また、市営住宅入居者の高齢化の進展とともに、耐用年数を経過した市営住宅の増加に伴い、住環境対策を行う必要があります。

さらに、高齢化や核家族化が進み、管理不十分な空き家が増加しています。

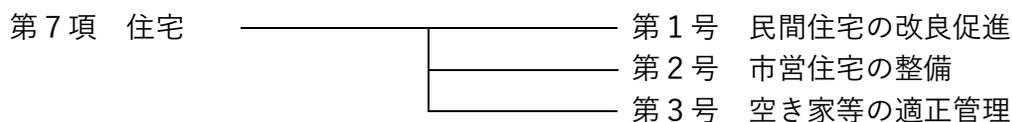
■ 基本方針

「住み心地の良い、住み続けたいまちの実現」をめざし、「安全・安心して暮らせる生活環境整備」を実施するほか、住環境整備に対する支援と耐震化事業の普及・啓発に努めます。

既存の市営住宅を有効活用し、高齢者対応など、時代のニーズに即した住環境づくりに努めます。

良好な居住環境を守るため、空き家の適正な管理の啓発に努めます。

■ 施策の体系





■取組内容

第1号 民間住宅の改良促進

- 多世帯同居等の推進や移住・定住促進、子育て世帯等の住環境の向上を支援する「住まい支援事業」について、普及・啓発に努めます。
- 耐震化、ユニバーサルデザイン化について、普及・啓発に努めます。

第2号 市営住宅の整備

- 既存の市営住宅を有効活用するため、「小浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な維持管理および更新に努めます。
- 管理戸数の適正化を図るため、耐用年数を経過した市営住宅の除却を進めます。
- 耐震化率の向上やユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

第3号 空き家等の適正管理

- 「小浜市空家等の適正な管理に関する条例」および「小浜市空家等対策計画」に基づき、管理不全状態の解消、適正管理、有効活用等の施策を計画的に実施します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、耐震化やユニバーサルデザイン化等の情報を取り入れた住宅づくりを行い、また空き家の適正管理や情報提供をします。

事業者は、市民に対して、住宅づくりを行う上で耐震化やユニバーサルデザイン化等のノウハウを提供します。

行政は、市民・団体・事業者に対し住宅づくりや空き家等の情報発信をします。

第8項 スマートシティの実現



■ 現況と課題

ポストコロナ社会においては、リモートワークやサテライトオフィス、オンライン教育、遠隔医療など多様な働き方・暮らし方が定着しつつあり、これらを支えるデジタル環境の充実が求められています。

さらに、国は Society5.0 の実現を目指し、AI やビッグデータ、IoT などの先端技術を活用した新たな社会の構築を推進しており、これらの技術を支える情報通信基盤の整備が一層求められています。

本市においては、令和3（2021）年度に実施した光ファイバ網整備事業により、市内全域において、通信速度 1Gbps のインターネットが利用可能になりました。

今後は、これらの基盤を活用して、「誰一人取り残されない、人間中心の持続可能な社会」を実現していかなければなりません。

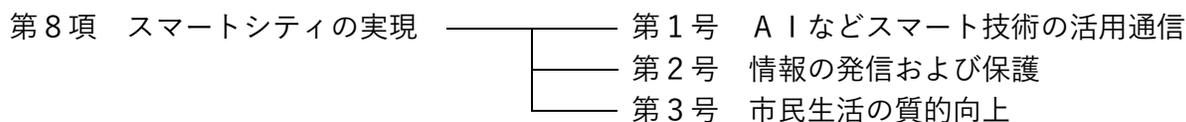
■ 基本方針

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活、働き方、教育、行政、医療、防災など様々な分野で、これまでの価値観に大きな変容をもたらしました。

新型コロナウイルス感染防止のための対応により、日常生活の基盤をオンライン化することが不可欠となった現在、デジタルの力を使った新たな生活様式を実現し、様々な社会課題の解決に取り組みます。

また、Society 5.0 に関する国の動向に注視するとともに、小浜市新まちづくり構想に掲げた「スマート & スローシティ 御食国若狭おばま」の実現に向けた取り組みを進めます。

■ 施策の体系





■取組内容

第1号 AIなどスマート技術の活用

- AIなどの先端技術について国の動向等を注視し、情報を収集するとともに、市民サービスの向上ならびに行政事務の効率化に向け、電子申請システムや公共施設予約システムなど行政事務への活用を推進します。

第2号 情報の発信および保護

- 市政やまちづくり、観光等に関する情報について、子どもや高齢者などすべての市民が共有できるよう、市公式ウェブサイトやSNS、広報おばまなどの各種メディアを活用するとともに、誘客に向けた情報発信に取り組みます。
- 行政が所有する個人情報の安全を確保するため、情報の保護および利用ならびに通信に対して、徹底したセキュリティ対策に取り組みます。

第3号 市民生活の質的向上

- デジタル技術の活用により、暮らしの安全性・利便性・満足度を高めて、市民生活の質的向上に取り組みます。また、地域や世代を超えて誰もが参加できる包摂的な社会の実現にも取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、ICTの利活用により、自らの生活の質を高めるとともにまちづくりに積極的に参画できるよう、一人ひとりがデジタル機器等の操作、インターネット利用、セキュリティ対策等について正しい知識・技術の習得に努めます。

団体は、構成員のICTに対する正しい知識・技術の習得を促進し、ICTを利活用したコミュニティの活性化に努めます。

事業者は、ICT基盤の充実に努めるとともに、市民や団体に対する利活用研修等の機会を提供します。

行政は、ICT基盤の充実に努めるとともに、多様な媒体を活用し、様々な情報の収集に努め、行政情報を分かりやすく的確に伝達します。